

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「<u>公安委員会</u>」という。）、新潟県警察本部長（以下「<u>本部長</u>」という。）又は警察署長（以下「<u>公安委員会等</u>」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる申請等)</p> <p>第3条 <u>施行規則第11条</u>の規定により公安委員会が定める<u>手続等のうち、公安委員会等に対する申請等</u>は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <p>(略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 <u>施行規則第11条</u>の規定により公安委員会が定める<u>手続等のうち、公安委員会等が行う処分通知等</u>は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則</u>（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術利用規則</u>」という。)第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「<u>公安委員会</u>」という。）、新潟県警察本部長（以下「<u>本部長</u>」という。）又は警察署長（以下「<u>公安委員会等</u>」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる申請等)</p> <p>第3条 <u>情報通信技術利用規則第5条第1項</u>の規定により公安委員会が定める申請等は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <p>(略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 <u>情報通信技術利用規則第9条第1項</u>の規定により、<u>公安委員会</u>が定める処分通知等は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。